

生徒心得

第1章 礼儀

○挨拶は、基本的な生活習慣の中でも最も基本的かつ重要なものです。互いを敬愛し合う気持ちを持ち、明朗で節度ある挨拶を積極的に交わそう。

- 1 目上の人に対しては、正しい敬語を使うよう心がけよう。
- 2 来客に対しては会釈をし、親切・丁寧に対応しよう。
- 3 学友間相互でも元気で明るい挨拶を交わそう。
- 4 職員室やその他の部屋への入室・退室時には、身だしなみを確認し、「失礼します」・「失礼しました」の挨拶を行い、室内では大声で話をしたり、騒いだりしないようにしよう。
- 5 授業の開始・終了時には、起立して身だしなみを確認し、「お願いします」・「ありがとうございました」の挨拶を行おう。

第2章 服装

○服装は整美し、いたずらに流行に流されず、つねに清潔かつ端正を心がけよう。登下校時、校外行事等へ参加するとき、その他これに準ずる場合は、正規の制服を着用する。

1 男子の服装

- (1) 冬服…学校指定の濃紺色のチュニック上下服とし、襟部（左側）に校章つける。
- (2) 中間服…学校指定の長袖開襟シャツとする。
※長袖開襟シャツの下は白色無地のシャツを着用すること。
- (3) 夏服…学校指定の半袖の開襟シャツとする。
※半袖開襟シャツの下は白色無地のシャツを着用すること。

2 女子の服装

- (1) 冬服…〈ジャケット〉学校指定のジャケットとする。ジャケットの下は学校指定のブラウスを着用する。
〈スカート・スラックス〉学校指定のスカート又はスラックスのどちらかを着用する。
〈リボン・ネクタイ〉学校指定のリボン又はネクタイのどちらかを着用する。
クールビズ期間（教職員と同じ期間）については着用してもよいし、しなくてもよい。
〈ベスト〉学校指定のベストを着用してもよい。
- (2) 中間服…〈ブラウス〉学校指定のブラウスを着用する。
〈スカート・スラックス〉学校指定のスカート又はスラックスのどちらかを着用する。
〈リボン・ネクタイ〉学校指定のリボン又はネクタイのどちらかを着用する。
クールビズ期間（教職員と同じ期間）については着用してもよいし、しなくてもよい。
〈ベスト〉学校指定のベストを着用してもよい。
※ブラウスの下は白色無地のシャツを着用する。
- (3) 夏服…〈ブラウス〉学校指定の半袖ブラウスを着用する。
〈スカート・スラックス〉学校指定のスカート又はスラックスのどちらかを着用する。
〈ベスト〉学校指定のベストを着用してもよい。

※ブラウスの下は白色無地のシャツを着用する。

3 下衣

- (1) 男子…冬服上着を脱いだときは、中間服・夏服であること。
- (2) 女子…冬服上着の下には中間服を着用する。
- (3) 中間服・夏服着用の場合のアンダーシャツ等は、白色無地とする。

4 制服着用期間

- (1) 自己の責任において調節すること。期間は設けません。気温や体調を考えて着こなしてください。制服は、学校を象徴するものです。「キリッと」「さわやか」に着こなすよう心がけてください。
※式典時の服装については、生徒指導部から別途連絡いたします。
※女子リボン、ネクタイについては、クールビズ期間は着用してもよいし、しなくてもよい。

5 防寒着

- (1) 着用期間は11月1日から3月31日までを原則とする。
- (2) 上着の上に着用の場合：色は、白、黒、紺、グレー、茶の無地とする。（メーカーの単色のロゴは可）実習服は禁止。
上着の下に着用の場合：上着の裾や袖・襟から出ないもので、色は、白、黒、紺、グレー、茶の無地とする。ただし女子はVネックとする。男女ともに体操服、フード付パーカー、ハイネックは禁止。
- (3) 防寒着等は、教室内（職員室・講義室含む）では、着用しないこと。また、自転車通学生はマフラーの長さに注意する。

6 ベルト・靴下・靴・鞄

- (1) 男子はベルトを着用し、黒色か茶色の無地とし、カジュアルなものは禁止とする。
- (2) ソックスは、くるぶしを必ず覆うもので、白、黒、紺、グレー、茶の無地とする。足首周りのワンポイントは可とする。ただし、ルーズソックスは禁止する。
- (3) 女子のストッキング着用の場合、ベージュ、黒色とする。
- (4) 通学靴は、黒色または白色を基調とした靴とする。踵をつぶして履かないこと。
- (5) 上履き（スリッパ）、体育館シューズ、グラウンドシューズは学校指定品（学年色）とする。
- (6) かばんは学校指定のバッグとする。
- (7) かばんの目印はキーホルダー程度のものとする。

7 禁止事項

- (1) 制服の改造。
 - ① 改造した場合は、買い替え等の指導を行う。
 - ② 改造の例
 - ア) 幅を広げたり、細くすること。
 - イ) ボタン位置を変更すること。
 - ウ) 上着の丈を短くすること。
 - エ) ズボンの裾の加工すること。
 - オ) スカートを短くすること。 等
- (2) ズボンを下げてはいたり、スカートを短くはくこと。
- (3) シャツを出して着ること。（学校指定の開襟シャツ・オーバーブラウスを除く）
- (4) 他の生徒の制服着用。
- (5) 鞄を持たない登校。
- (6) 帽子の着用。
- (7) 落書き（体操服・実習服・かばん・上履き等）場合は、買い替え等の指導を行う。

8 違反品について

○服装等の違反の場合は、原則として卒業まで学校預かりとする。

第3章 頭髪等

1 頭髪

- (1) 男女とも前髪は、自然な形で目にかからない。
- (2) 男子の横髪は、耳にかからない、もみあげを伸ばさない、極端に短くしない。
- (3) 男子の後髪は、制服の襟にかからない。
- (4) 女子の後髪は、両肩を結ぶ線までとし、それより長い場合は結ぶ。不必要な結髪はしない。
- (5) 女子の結髪には、細いゴム紐（黒、紺色、グレー、茶色）を使用し、リボンや髪飾り等は用いない。
- (6) パーマ、アイパー、カール等の加工をしない。
- (7) 脱色・染色・過度なドライヤー使用による変色をしない。
- (8) 生まれつき赤髪や天然パーマの者は、保護者が入学時にその旨を申し出る。
- (9) 特異な髪型を禁止します。（ウルフカット、ソフトモヒカン、部分的な極端な刈り上げ、全頭剃り、アシンメトリー、髪を固め立てる等の変形髪型等）特に、染色・脱色については、本来の髪の色になるまで学校の指導に従うこと。
※ 学校が「面接にふさわしくない」と判断する場合。

2 その他の禁止事項

- (1) 額の剃り込み、極端な眉毛剃り・抜き、刺青、整形、ピアス着用のために体に穴をあける
- (2) 化粧の類
（眉を書く、マスカラ、ビューラー、アイライン、アイシャドウ、アイプチ、マニキュア、有色リップ、口紅、ペディキュア、ファンデーション、有色日焼け止め、カラーコンタクト、黒目を大きく見せるコンタクトレンズ等）
- (3) 装飾品の着用
（ピアス、イヤリング、ネックレス、ブレスレット、指輪、エクステンション、ヘアバンド、髪飾り等）
- (4) 携帯電話の使用については、校内の持ち込みは許可するが、登校時に正門前で電源を切り、カバンの中に入れて、校内では使用禁止とする。違反した場合は、その場で一時預かりとする。その後、保護者に携帯電話の引取りを依頼する。授業においては、教科担任の許可の下使用を認める。

第4章 校内生活

○学校は一つの社会であり、集団生活の場である。自己本位の行動は慎む。

- 1 掲示物や校内放送等の諸連絡にはつねに注意し、伝達事項を自分で確認する。
- 2 食事は定められた時刻（昼休み）に、食堂・ホームルーム・コモンホール・横中庭でとることを原則とする。
- 3 菓子・ガム等を校内に持ち込まない。食事のためのパンや飲料水の空は、ゴミ箱に確実に捨てる。
- 4 金銭の貸借はしない。
- 5 無用な場所への立ち入りをしない。
- 6 公共物や掲示物等は大切に扱う。万一誤って破損した場合は、すみやかに申し出る。
- 7 机・椅子その他の校具を許可無く移動したり、落書き等、乱雑に取り扱ったりしない。
- 8 体育用具その他の校具を使用するときは、事前に関係の先生に許可を得ること。使用後は、整理整頓する。
- 9 教室や廊下等で大声で暴れたり、公の場としての雰囲気をおそろしうするような行動は慎む。
- 10 清掃はお互いが協力してその徹底をはかり、終了時に区域の係の先生の点検を受ける。
- 11 移動教室等で教室をクラス単位で離れるときは、日直は消灯・戸締まりをする。
- 12 登校から放課までの途中で校外への外出はしない。

- 13 下校時間は17時00分とする。ただし、教員指導のもとで学習・部活動・生徒会活動等を行う場合は、夏期（4～9月）19時30分、冬期（10～3月）18時30分とする。

第5章 所持品

- 1 学習活動に不必要な物品は持ってこない。
（漫画本、トランプ類、ゲーム機、ヘッドホーンステレオ等）
- 2 不必要な金銭及び危険物は所持しない。
- 3 個人の所有物には必ず記名する。
- 4 貴重品はバッグ等に入れることなく、つねに身につける。
なお、体育や実習等で身から離すときは、関係の先生に預ける。
- 5 携帯電話は校内では使用しない。持参した時は身につけず、電源を切り、鞆の中に保管するか、担任に預ける。

第6章 学習

○学習は自主的に真剣な態度でのぞもう。

1 授業

- (1) 始業チャイムと同時に授業が出来るよう学習用具を準備して静粛な態度で着席しておく。
- (2) 忌引または公欠と認められる場合を除き、授業の欠席は全て欠課となる。
- (3) 授業中は居眠りや私語をせず、真剣に取り組む。
- (4) 授業の遅刻・早退は、3回で欠課1となる。
- (5) 授業は指定された座席に着席し教科担当の許可なく変わったり移動したりしない。

2 考査

- (1) 考査は厳正な態度で受け、不正行為は絶対にしない。
- (2) 正当な理由（出席停止、公欠、忌引、病欠等）なくして不受験の場合は、当該科目は0点とする。
- (3) 病気等で考査を欠席した場合は、通院した証拠となるものを考査終了日の翌日までにクラス担任へ提出する。ただし、学校保健法に定める出席停止に該当する病気では、医師の診断書または医証を提出する。
- (4) 机は各列を等間隔に配し、前列窓際（中庭側）より出席番号順に着席する。
- (5) 机上の落書きは、消す。
- (6) 筆記用具（鉛筆、消しゴム、定規）及び特に指示されたもの以外は、所持したり、机上や横に置かない。また、机の中は空にしておく。その他のものは、バッグに入れて廊下に整理して置くこと。
- (7) 考査時間は50分間とし途中退室してはならない。受験中のトイレ使用は原則認めない。
- (8) 携帯電話等の所持、試験中の私語、用品の貸借、無断での中途退室等は不正行為とみなす。また、その他不正行為の疑いを受けるような行為はしないこと。
- (9) 不正行為があった場合、当該科目は0点とし、それ以降は別室受験とする。
- (10) 考査時間割発表日（1週間前）から考査終了まで職員室等への立ち入りを禁止する。

3 進級・卒業

進級・卒業の認定には原則として次の条件が満たされなければならない。

- (1) 本校で履修することを定められた教科・科目の単位はすべて修得していること。
- (2) 年間の出席すべき日数の3分の2以上出席していること。
- (3) 1単位あたりの欠課時間数が、12時間未満であること。
- (4) 各教科とも35点以上の成績を修めていること。
- (5) 特別活動に参加し、その参加状況が満足すべきものと認められること。

4 出席停止

出席停止の感染症は医師の証明書をもって認める。

<例>インフルエンザ、風疹、流行性耳下腺炎、流行性角結膜炎、その他学校保健安全法に定める感染症

第7章 登下校

- 1 登下校時は交通道德、交通規則を遵守して正しい交通マナーを常にこころがけよう。
- 2 登下校路は指定の通学路（海岸通り）を通行する。
- 3 ゆとりある態度で学習活動に臨めるように、5分前には登校しよう。
- 4 校内及び校舎内への出入りは、定められた出入口を利用しよう。
- 5 登下校時に万一事故に遭遇した場合は、直ちに学校へ連絡しよう。
- 6 保護者以外の車での送迎（登下校時）は禁止する。
- 7 遅刻したときは、登校後職員室で遅刻届台帳と遅刻届票に必要事項を記入し、職員室の先生の点検（認印）を受け、点検を受けた遅刻届票を持って、その時間の授業の教室等へ行き、授業担当の先生に提出する。
- 8 早退の場合は、学級担任の先生から早退許可証を受け、携行する。
- 9 登下校時の遊技場（ゲームセンターやカラオケボックス等）への立ち入りは禁止する。
- 10 通学定期券の使用については、当該定期券使用規定を遵守する。
- 11 通学定期券の購入について
 - (1) 1回目は、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、身分証明書・通学定期乗車券発行控とともに販売所に提出する。
 - (2) 2回目以降は、定期乗車券購入申込書は不要となり、身分証明書・通学定期乗車券発行控のみで定期券が購入可能となる。

第8章 諸届・提出物

- 1 許可を受ける事項。
 - (1) 異装通学
 - (2) 自転車による通学
 - (3) 普通自動車の運転免許取得（別途細則あり）
 - (4) 始業時から放課後までにおける校外外出
 - (5) 運動用具その他の器具類の使用
 - (6) 会合・集会等の開催、校内における掲示
 - (7) アルバイト
- 2 届け出る事項
 - (1) 欠席、遅刻、早退、忌引
忌引日数…父母；7日以内、祖父母・兄弟姉妹；3日以内、
叔伯父母；1日以内
 - (2) 住所・保護者・保証人・姓名等の変更
 - (3) 拾得物、遺失物

第9章 校外生活

- 1 飲酒・喫煙等の高校生にあるまじき行為は絶対にしないようにする。
- 2 未成年者立入禁止の場所や、不健全な娯楽施設・飲食店等へは立ち入らないようにする。
- 3 保護者同伴以外の外出は23時までとする。
- 4 校友間の外泊は禁止する。
- 5 アルバイトに関しては、条件付きで許可する。
(1年次においては、第一学期期末試験終了後とする。)
- 6 その他、社会規範に反する行為は厳に慎むこと。

懲戒規定

- 1 本規定は、福岡県立高等学校学則及び福岡県青少年保護条例に基づき、学校内外における本校生徒の規律を維持することを目的とする。
- 2 次の事項を行った場合は、訓告・停学・退学等の処分とする。
 - (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用（麻薬・覚せい剤・有機溶剤・合法ドラッグ・合法ハーブ等）及びその用具の所持と同座すること。
 - (2) 万引き、窃盗、及び金品強要
 - (3) 暴力、威圧行為及びその幫助
 - (4) 不健全娯楽（パチンコ、有害映画等）等の未成年者立入禁止場所への立入
 - (5) 不純異性交遊、性の逸脱行為、モラルの逸脱行為（SNS・インターネットへの不適切な書き込み等）、迷惑行為
 - (6) 凶器、その他禁制品の所持
 - (7) 故意による校具等の器物破損
 - (8) 考査時の不正行為
 - (9) 指導に対する暴言・拒否
 - (10) 通学定期券の不正使用
 - (11) 道路交通法違反
 - (12) 一般校則の違反

交通に関する規定

- 1 運転免許取得について
 - (1) 原則として、運転免許証（原付バイク・自動二輪車・普通自動車等の免許）を取得することを禁止する。
 - (2) 就職等の関係で普通自動車の免許取得を希望する者は、①第3学年の進路内定後の10月1日以降、②進路未決定者は2学期期末考査終了後、「許可願い」「取得届」を提出すること。
ただし、取得の際には学校生活を最優先すること。また、普通自動車運転免許を取得しても、本校を卒業するまでは、自動車等を運転することは認めない。
- 2 自転車通学について
 - (1) 通学希望者は、学級担任を通じて交通係に「自転車通学許可願」を提出すること。
 - (2) 許可距離は学校より最短で2km以上を原則とする。
 - (3) 自転車保険に加入し、防犯登録をすること。
 - (4) 自転車通学を許可された者は、自転車の指定された箇所に交通係指導のもとにステッカーを張り付ける。

- (5) 校内では、指定された駐輪場に駐輪すること。その際、施錠を確実にすること。
- (6) 二人乗り、携帯電話等の操作、傘さし運転、無灯火、右側通行、並列走行、信号無視、ヘッドホン着用、無許可通学、交通ルールを違反するような危険運転等は禁止する。
- (7) 雨天時に自転車を運転する場合は雨がっぱを着用すること。

3 提出書類の種類

- (1) 運転免許取得許可願・運転免許証取得届（普通自動車）
- (2) 通学許可願（自転車）

4 その他

- (1) 交通事故及び交通違反を犯した場合は、速やかに学校に届け出ること。
- (2) 無断運転免許取得、無許可自転車通学、道路交通法違反は厳禁する。
- (3) 交通に関する規定に違反があった場合には、通学許可の取り消し、及び「懲戒規定」による特別指導の対象となる。

私たちの交通ルール

○電車・バスなどの利用の心得

1 乗降の心得

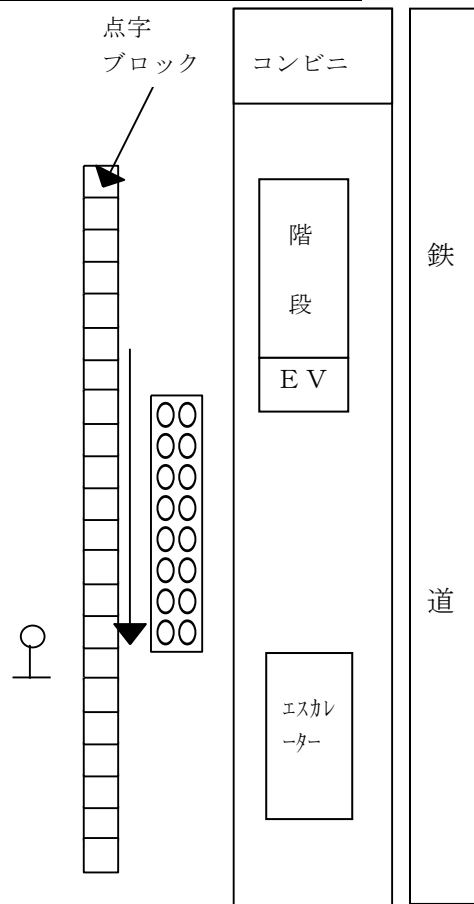
- (1) 一般の方に優先に乗車していただく。先を争って乗り込んだり、列に割り込んだり、押しつたりせず、整然と順序よく足下に注意して乗り降りする。
- (2) 降りたバスの直前・直後の道路横断は危険なのでしてはいけない。
- (3) 階段やホームを走っての駆け込み乗車は、転んだり他の人に対し危険であるので、絶対にしてはいけない。
- (4) 降り口は広く空けて、降りる人がすんでから乗車する。

2 乗客としての心得

- (1) 乗務員の指示に従う。
- (2) 車内では、乗降口に立ち止まらないで、順序よく中に入る。
- (3) 車内が混みあっているときは、お年寄りや身体の不自由な人に席を譲る。
- (4) 待合室や車内では大声でしゃべったり、ふざけたり、むやみに動き回ったりしない。
- (5) 車内で飲食はしない。ゴミ等は、くず箱に入れるか、持ち帰るなどして、車内を散らさない。
- (6) 通路に座ったり、携帯電話を使用する等、人の迷惑になるようなことをしてはいけない。
- (7) 車内の器具や非常用の装置は、必要以外のときは絶対に触れてはいけない。
- (8) 窓から手や顔を出したり、物を投げ捨てたりしてはいけない。
- (9) 緊急時には、自分勝手な行動をせず、必ず乗務員や引率者の指示に従い、静かに落ち着いて行動する。
- (10) シルバーシートは、座らないようにして、一般の方に座席を譲ること。
- (11) 座席利用者は、荷物等は膝の上に置き、一人でも多く座席利用ができるよう譲り合うこと。

バス利用マナーについて

○ JR福間駅 バス停 待機マナー



- 1 整列は、点字ブロックより駅舎側にエスカレーター方向を先頭に2列又は3列で整列すること。
(バス停側は、一般の方の通行スペースとする)
- 2 階段・エスカレーターの出入り口には立ち止まらず、所定の場所へ整列する。(一般の方の通行の邪魔にならないように注意する)

○交通事故が起きたときは、落ち着いて次のような応急処置をとり、速やかに保護者や学校に連絡する。

1 事故を起こしたとき

- (1) 負傷者を救護する。
- (2) 事故の続発を防ぐ。
- (3) 事故の状況を警察に報告し、指示を受ける。

2 事故にあったとき

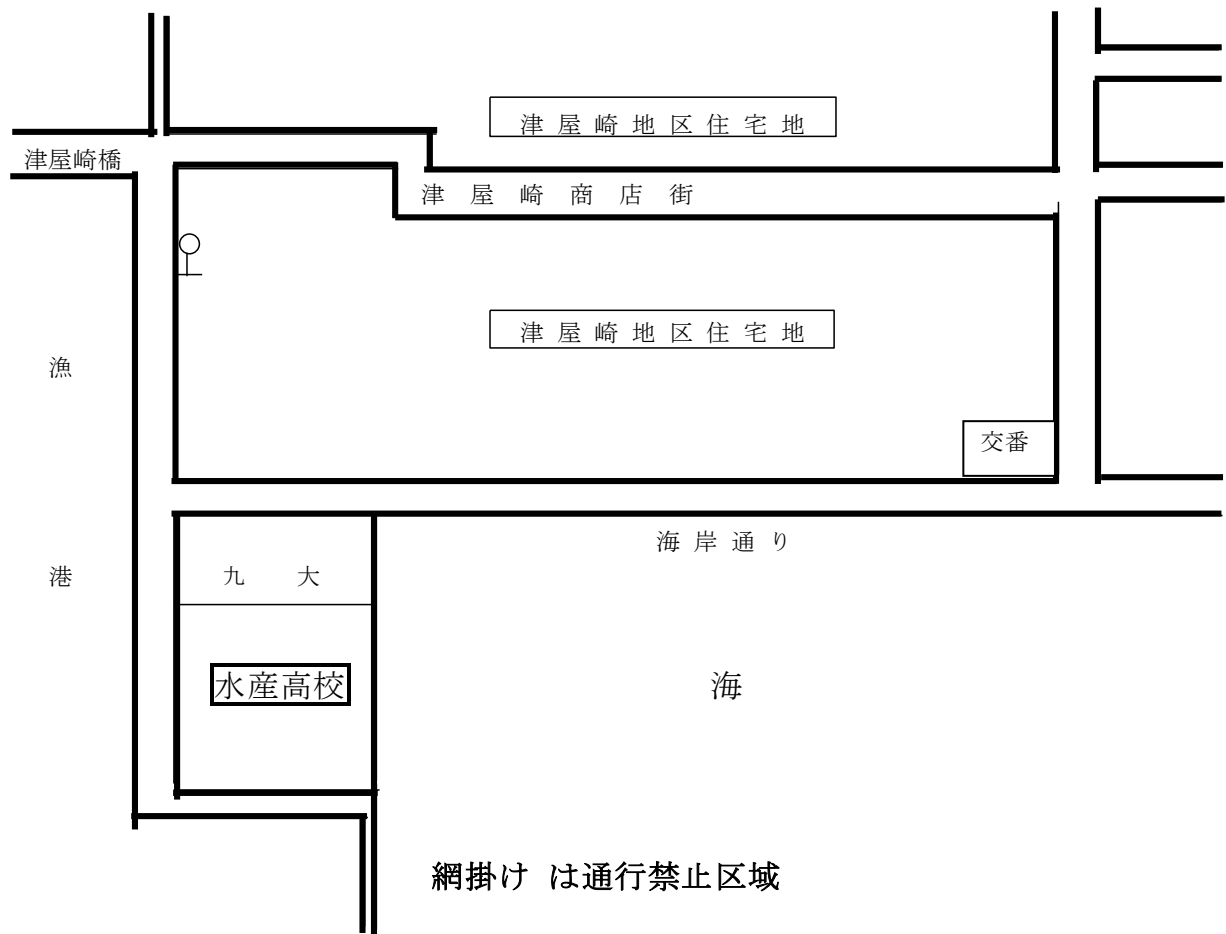
- (1) 警察に届け出る。
- (2) 医者診断を受ける。軽いケガでも必ず診断を受けておく。
- (3) 運転免許証などで、相手の身元を確認しておく。

3 事故現場に居合わせたとき

- (1) 負傷者の救護のための措置を手伝ったり、関係機関への連絡、報告などに協力する。
- (2) ひき逃げや事故を見かけたときは、まず負傷者の救護にあたりると共に、その車のナンバーや車の特徴も記憶しておき、110番や119番などへ連絡する。

私たちの通学路

交通ルール、マナーを守り地域の方々に迷惑をかけないようにしましょう！



- ※ 通学路指定は、生徒諸君の安全を確保するためです。
- ※ 通学路以外の歩行・自転車走行は禁止とします。
- ※ 通行禁止区域を通行した場合、指導の対象となります。
- ※ 町内在住の生徒は、自宅から通学路を通行して登校すること。